

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第

卷二十三第

行發日一月二年六和昭

## 論叢

不動產貸營業の地方間課税 . . . . . 法學博士 神戸 正雄  
幕末に於ける幕府產物會所設立計畫について . . . . . 經濟學博士 本庄榮治郎

## 時論

新地租方案を論ず . . . . . 經濟學博士 汐見 三郎  
率勢米價に就いて . . . . . 經濟學士 蜷川 虎三

## 說苑

獨逸中工業金融機關とIndustrieschaft . . . . . 經濟學士 楠見 一正  
米の銘柄別短期清算取引を評す . . . . . 經濟學士 今西庄次郎

## 雜錄

消費組合による米の配給 . . . . . 經濟學士 谷口 吉彦  
段別割の存在理由 . . . . . 經濟學士 安田 元七  
支那經濟の衰退とその復興問題 . . . . . 經濟學士 大上 末廣  
近江日野町志を讀みて . . . . . 經濟學士 菅野和太郎

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題  
本誌第二十一卷乃至第三十卷論題索引

(禁轉載)

時 論

新地租法案を論ず

沙 見 三 郎

第一 減税案の目的

世界大戦以來、我國の財政は俄かに其規模を大にしたのである。經費の膨脹、公債の増發等あらゆる方面に於て此事實を窺ふ事が出来るが、特に注目すべきは租税負擔の激増した事である。

國民一人當り租税負擔額を内國税と地方税とに分つと、次の數字を得る事が出来る。<sup>1)</sup>(單位圓)

大正三年 昭和二年	内國税	地方税			合計
		道府縣税	市町村税	計	
五・七六	二・二七	一・二七三	二・〇二二	三・二九四	八・八七三
二・二四七	四・一〇四	六・〇〇〇	一〇・一〇四	三・三〇二	一三・五〇一

昭和二年に於て國民一人當り租税負擔額が二十二圓四十五錢であるから、大正三年の八圓八十七錢二厘に比して二倍半に上るのである。勿論、世界大戦の前に較べると、國民所得も増し國家

1) 主税局統計年報書

の活動範圍も擴がつてゐるに違ひない。然し世界大戰により暴騰したる物價が數年來下落の歩調を辿り最近には先づ戰前のそれに近づき、同時に經濟界の凡ての方面が戰前復歸を目ざして進んでゐるのに、租稅負擔のみが戰前の二倍半と云ふ巨大な數字を示してゐる様では國民經濟が壓せられざるを得ないのである。特に現今の如き不況の際にありては、租稅の稅率を引下げ負擔を輕減し以て經濟界に休養を與ふる事が、最も有力なる救濟策の一つである。

然しながら、不景氣と云ふ事實は、一方には稅率の引下げを必要とすると共に、他方には稅收入の減少を齎すが故に、結局の所は減稅の實行を妨げる事となる。租稅の中には地租の如く景氣不景氣を度外視して常に一定の收入を齎すものがある。更に兌換銀行券發行稅の如きは、正貨の流出に基き限外發行高が増せば返つて増加するのである。然し此等の例外を除きて考ふれば、不景氣の爲めに何れの租稅も其收入を激減してゐるのである。即ち減稅を行ふべくして減稅を行ひ得ざる所に、我が財政の行き詰まりが存してゐる。

財政の行き詰まりを打開するものとして最も期待をかけられてゐたのは、軍備縮小の問題であつた。國費の大部分を占めてゐる軍事費を節約する、それに應じて思ひ切つた減稅を行ふ、これが軍縮にかけられた切實なる要求であつた。財界の好況の時に徹底的の軍縮を行へば、思ひ切つた減稅の行はれる事は、疑無き所である。然し只今までの所では海軍のみの縮小に止まり、加ふるに軍縮に對する補充計畫として少なからざる經費を支出するのであるから、要するに浮び上が

る財源は僅かに過ぎない。其の上に財界不況に基く税収入の減少が何所まで行くかにつき、確實なる見透しがつかないと云ふ現状である。然し軍備縮小と減税と云ふ二つの事實は不可分の合言葉の様に考へられてゐるのであるから、無い袖でも餘儀なく之を振らねばならぬ必要に迫られてゐる。かくして減税案が作製せられたのである。

租税の中には、租税負擔者の經濟力の大小に應じて課税する直接税があると共に、經濟力の大小を顧慮する事少く寧ろ一般國民の負擔を目標としてゐる間接税がある。今回政府が議會に提出せんとする減税案は、直接國税に於て地租と營業收益税とを軽減すると共に、間接國税に於て砂糖消費税と織物消費税との軽減をはからんとしてゐるのである。更に、ロンドン會議による軍縮剩餘金は昭和六年度に於ては極めて僅少にして、後年度に至り増加するものであるから、軍備縮小による減税の金額も、初年度たる昭和六年度と昭和六年以後の平年度とにより變動せざるを得ない。減税額は初年度九百十萬圓、平年度二千五百三十六萬圓であるが、その内譯を示せば、次の如くである。(單位千圓)

初年度	地租	營業收益税	砂糖消費税	織物消費税	計
平年度	10,210	6,440	9,040	6,110	25,300
初年度	8,740	1,110	1,110	910	9,100

茲に注意すべきは、營業收益税と砂糖消費税と織物消費税との三税は税率の輕減又は免税範圍の擴張にして單に量的の改正に過ぎざるに反し、地租のみは税率の輕減の外に課税標準の變更を行ひ以て量的と質的との兩方面の改正を志してゐる事である。以下、専ら地租の改正を中心として研究を進める。

## 第二 新地租法案

我國の地租は過去に於て財政收入の根幹をなしてゐた。かの日清日露の兩戦争の巨額の戦費は全く地租の税率に手心を加へて始めて得られた收入に基くものであつて、此意味に於ては我國の地租は英國の所得税と同じく、一國財政の玉手箱の觀があつた。然れども時勢の推移と共に、財政上に於ける地租の影は追々薄くなつて來た事は次の表の示す所である。(單位千圓)(×は豫算)

	酒 税	所 得 税	地 租	地租附加税	特別地稅及 同附加税
大正三年	五、六一	三、一五	七四、九五	四、七六	
大正八年	一七、六六	一、二四	七三、七四	八、三六	
大正十三年	二二、五七	二〇、九二	七二、九六	二三、三四	
昭和四年	二四、五二	一九、八二	六七、四四	× 二四、二七	× 一四、三五

此の表の示すが如く、地租は世界大戰の結果として所得税と酒税とに其の地位を奪はれ今日に於ては關稅、砂糖消費税の後塵を拜してゐるのである。國稅としての地租が、かくの如く伸張力

を缺き依然六千萬圓臺を維持せるに反し、道府縣及び市町村は地租附加税、特別地税、特別地税附加税を課し此等の地方税は一億二千萬圓に上つてゐる、従つて地租の重心は國家を離れて地方團體に移つてゐる有様である。茲に過去の租税たる地租に新しき内容を盛らんとして、種々の改革意見が講せられてゐる。第一は、地租の課税主體を國家より市町村に移さんとする地租委讓論である。第二に、課税主體については現狀を維持して國家とし、國税としての地租そのものを改正せんとするのである。而して今回の議會に提案せられんとしてゐるのは、恰も第二の考に立脚してゐるのである。

現内閣は昭和五年の議會に次の如き要綱の新地租法案を提出せんと企て、新聞紙上に發表したのであつた。

大藏省原案(昭和四年十二月七日)

第一、地租の課税標準は現在の地價を賃貸價格に改正す、賃貸價格は大正十五年土地賃貸價格調査法で調査したものを賃貸價格とす

第二、現在の地租條例を廢止し、新に地租法を制定す

第三、地租の稅率は各地目を通じて百分の四半とす

第四、地租の納期は大體現在通りであるが、ただ從來と異なる點は田租第一期を現在十二月十五日から一月十五日までとあるを一月一日から同三十一日までとす

第五、自作農の免稅點は現在地價二百圓とあるを賃貸價格二百圓に改正す

第六、課税標準及び稅率の改正による負擔の激増を緩和するため新地租額が現在地租額の四倍半を越ゆる土地については四倍半を超過せざるやう賃貸價格を制限すること

第七、賃貸價格を一般的に改訂するまでの期間における異動地については調査委員會に附議することなく類地比率により稅務置長においてその賃貸價格の設定または修正をなす

第八、開墾地目變換その他土地の異動により課稅標準の設定または修正をなすに當り必要と認める場合のほか地盤の丈量を省略する方針をもつて改正を加ふること

第九、各種の年期は大體現行通りとすること

第十、賃貸價格の設定または修正をなしたる土地についてはその翌年より設定または修正の賃貸價格により地租を徵收すること

第十一、年期明け地(例免租年期地、開墾または地目變換の年期など)に對する賃貸價格の設定または修正は年期満了の年においてこれをなすこと

昭和五年の議會は直ちに解散せられたるが故に、この大藏省原案は遂に提出の運びに至らず立消の姿となつたのである。然るに昭和六年の議會には軍備縮小に伴ふ減稅案の一部として新地租法案が提出せらるゝこととなり、この大藏省原案は多少の修正を加へられて復活したのである。

修正の重要な箇所は、次の二點である。

一、第三の地租の稅率百分の四半を改めて百分の三・八とする。但し昭和六年度に限り、過渡的立法として百分の四の稅率を課する。

二、第六の負擔激増緩和規定が、現在地租額の四倍半を以て新地租額の最高限とせしに對し、之を改めて現在地租額の三・八倍を以て新地租額の最高限としてゐる。

かくの如く、新地租法案の内容は、課稅標準に賃貸價格を採用した事と稅率を輕減した事との

二つに重心が存してゐる。

以下、課税標準の問題と税率の問題との二つを研究したのである。

### 第三 課税標準の改正

地租の課税標準の定め方には土地價格主義と土地收益主義との二つが存してゐる。現行地租の課税標準たる地價は土地價格主義により定められたるものであるが、改正案の課税標準たる土地賃貸價格は土地收益主義により定められたるものである。

我國の現行地租の根據法規を明かにするに當つては、遠く明治六年七月第二百七十二號布告地租改正條例に遡らねばならぬ。同條例によれば、地租の課税標準としては地價を採用し、而して地價の算出は次の方法によつてゐるのである。

田畑一反歩の收穫を穀代によりて金錢に換算したるものを總收入とし、其中より種、糶、肥代(總收入の一割五歩と法定す)地租(地價百分の三)及び村入費(地租三分の一)を控除したる殘額を純收益とし、之を一定の利率により還元して地價を定む

地價の算定は大事業なるが故に、明治七、八年の間に始まつたのであるが、その完成したのは田地宅地にありては明治九、十兩年の間にして、山林原野等は明治十四年である。かくの如く地租の課税標準たる地價は多くの歳月を費し定められたのであるが、經濟界の發展に伴ひ時勢に適應せざるものとなつたのである。其結果、明治十三年第二十五號布告により數年を費して地價の不權衡を正し、明治二十二年八月法律第二十二號により田畑の特別地價の修正を試み、明治三十一年法律第三十一號により田畑地價の修正を行ひ、更に明治四十三年法律第三號に基き賃貸價格を



標準として宅地の地價を修正したのである。かくして、地價の部分的修正が再三行はれたのであるが、要するに一時を固塗するに止まり、地價なるものは遂に時代に取り殘され、地租と實際經濟界との間に深き溝が出来て仕舞つたのである。

土地價格主義の地價を課稅標準に採用する事が時代に副はなくなつたので、茲に土地收益主義の賃貸價格を採用せんとする思想が生れて來たのである。現に明治四十三年の宅地價修正の際の如き、原則として賃貸價格の十倍を以て地價と定める事としてゐる。更に大正七年より九年に至る三ヶ年に於ては、田畑に關する賃貸價格の準備調査が行はれたのである。地租の課稅標準を土地價格主義より土地收益主義に改めんとする此趨勢は、遂に大正十五年三月三十一日法律第四十五號土地賃貸價格調査法と昭和三年三月三十日法律第十六號土地賃貸價格調査委員會法とにより具體化するに至つた。大正十五年度と昭和二年度との二年度に約一千万圓の經費を支出し、全國にわたりて土地賃貸價格を調査したのは、實は地租の課稅標準を土地價格主義より土地收益主義に改めんとするの前提に外ならなかつたのである。

賃貸價格の定義としては「貸主が公課、修繕費、其他土地の維持に必要な經費を負擔する條件を以て之を賃貸する場合に於て、貸主の收得すべき金額」と云ふ事になつてゐる。更に、土地賃貸價格の意味については、

一、大正十五年四月一日現在の地租を課すべき土地全部につき行ふ

- 二、土地一筆ごとに調査せず、各地目につき「土地の情況類似する區域」ごとに定む
  - 三、田畑の賃貸価格は、大正十五年四月一日より計算して既往五年間の平均小作料による
  - 四、宅地の賃貸価格は、大正十五年四月一日の現況により一ヶ年分を計算す
- の四點を注目せねばならぬ。

現代文明諸國の直接税は、租税負擔力の大小に應じて或は重く又は軽く課する事を目標とし、かの第三種所得税の如き、所得小ならば免税し、所得大ならば累進的に重き租税を課してゐるのである。然るに現行地租に於ては、土地の賣買價格の騰落を問はず、土地の賃貸價格の變動を問はず、一つに釘づけせられたる地價を課税標準として課する事となつてゐる。或は擔稅力大にして少額の地租に止まり、或は擔稅力小なるものにして巨額の地租に苦しむ者のあるのは、地租が地價を課税標準とする以上は止むを得ない所である。故に明治の初期の調査にかゝる地價を棄て、新たに調査したる賃貸價格を地租の課税標準に採用する事が出来れば、我が税制は一大進歩を遂げる事が出来るのである。

然し、賃貸價格たるものも之を久しく釘づけにして置くと、地價と同様に時勢に迂き課税標準となつて仕舞ふのである。従つて賃貸價格も之を定期に改めねばならない。負擔の公平の點から云へば、常に賃貸價格を更新すべきであるが、調査費用の點から見ると長い期間据置くのが適當である。新地租法案は十年毎に賃貸價格の調査を更新する事とし、第一回の改訂は昭和十三年に行はれる筈になつてゐる。

#### 第四 稅率の改正

地租の稅率は、最初、單一のものであつたが、經濟界の變動及び地價の修正に基く不合理を救濟するが爲めに、明治三十一年以來は差別的稅率を採用する事となつたのである。次の如くである。

明治三十一年法律第三十二號（地價百分の三箇三分、市街宅地地租：地價百分の五箇）
明治三十七年法律第三號（市街宅地：地價百分の八箇、郡村宅地：地價百分の六箇、其の他の土地：地價百分の四箇三分）
明治三十八年法律第一號（市街宅地：地價百分の二十箇、郡村宅地：地價百分の八箇、其の他の土地：地價百分の五箇五分）
明治四十三年法律第二號（宅地：地價百分の二箇半、田畑：地價百分の四箇七其の他の土地：地價百分の五箇半）
大正三年三月（田畑：地價百分の四箇五）

故に現行の地租の稅率は、北海道の特例を除きては、田畑は地價百分の四・五、宅地は地價百分の二・五、其他の土地は地價百分の五・五となつてゐる。又大正十五年以來は地租條例第十三條の二に基き地價二百圓以下の自作農に地租の免除を行つてゐるのである。

課稅標準に賃貸價格を採るに當り、昭和四年十二月の原案にては稅率を百分の四・五と一本槍

とし、自作農の免稅點の方の「地價二百圓」を「賃貸價格二百圓」と改めたのであつた。更に負擔激増の緩和方法として、稅法の改正により如何に負擔が増す事となつても新地租の最高限を現在地租の四倍半と定めたのであつた。而して今度の減稅案に於ては、稅率百分の四・五を二・八とし免稅點は其儘とし、最高限を現在地租の三倍八割としてゐる。以下、この三點を問題とする。

地租の稅率を三つに分つたのは、課稅標準たる地價の算定に一貫したる方針がなかつたから、之を救濟せんとするの目的に出でゐる。然るに地租の課稅標準が、統一のとれた賃貸價格となつた以上は、別に各種の稅率を土地の種類に應じて設くる必要なく、専ら一つの稅率で貫くべきである。昭和四年の大藏省原案の百分の四・五と云ふ稅率は地租收入の總額に於て増減なき事を目標としてゐたのである。故に、稅率を百分の四・五より百分の三・八に改める事により、現在の地租收入は約一割五分減收となる譯である。營業收益稅が純收益に對し百分の二・六又は三・四なるに比し、地租の方は粗收益に對し百分の三・八なるは高きに失せずやの議論がある。然し、前者が財産勤勞共働の收入に課稅せるに對し、後者が純然たる財産收入に課稅せる點より見れば、稅率を異にしても大した差支がないのである。加ふるに從來の稅法の釣合をも考慮すると、矢張り此邊に落ち着く事となるのである。

第二に問題となるのは免稅點である。農村に於ける地價は大體賃貸價格と一致してゐると見て間違がない。故に新地租法案が賃貸價格二百圓以下の土地を有する自作農を免稅してゐるのは、

現在の立法を其儘に襲つた譯である。實際界の一部には税率の輕減よりも寧ろ免税點の引上げを行ふ方が適切にあらざるやとの意見が行はれ、それは營業收益税についても主張せられてゐる。然し私は次の三理由により免税點引上の方法をとらないのである。第一に、物税に免税點を置くは例外的立法であつて、なるべく之を避けねばならぬ。故に免税點を地租又は營業收益税に於て引上げる事は例外を擴張する事となり不可である。第二に、免税點の引上は物價騰貴の時に行はれたるものである。物價下落せる時には貨幣の購買力が減退してゐるのであるから、此點のみより見れば免税點を低下せしむべきである。もし物價下落の今日に免税點を引上ぐれば物價騰貴の際に如何なる處置をとるべきか、對策に苦しまざるを得ない。第三に、假に百歩を譲り物税の免税點を引上ぐるとしても、納税者の負擔より見れば國税を納める代りに地方税を納める結果となり其間に大差がないのである。國税營業收益税を免除せらるれば其代りに地方税たる營業税を負擔し、國税地租を免除せられると其代りに地方税たる特別地税を負擔する事となる。結局、免税點の定め方は、國税として徴收する範圍と地方税として徴收する範圍との限界を如何に定むべきかの問題に歸するのである。

最後に問題となるのは、緩○和○規○定○である。思ふに賃貸價格主義を直ちに採用し百分の二・八の税率を適用する時には、土地の賣買價格及び土地の純收益にかなりの變動を與ふるものである。即ち此の改正により税額増加するものは其の土地の純收益を減少し、税額減少するものは其の土

地の純収益を増加する事となる。又土地の賣買價格について見るに、税額の變動せし差額を元本に還元せし額を見當として騰落する結果を來すのである。勿論、土地の所有者が過去より引續き同一人なる時には過去又は將來の損失を將來又は過去の利益により補ふ事となるにより、達觀的に云へば地租負擔の公平を保ち得る譯である。然れども最近に土地を購入し、又は最近に土地を賣却したる人は、賃貸價格主義の採用により地租の税額に變動を生ずる場合には、或は不當に利益し或は不當に損失を受ける結果となる。不當に利益する場合は別として、不當に損失を受ける場合を救済する爲めに緩和規定を設けたのである。今回の提案には、昭和四年の原案の四倍半を改正して、三倍八割とし、「新地租額が現在地租額の三倍八割を超ゆる土地に付ては三倍八割を超過せざる様に賃貸價格を制限する事」としてゐるのである。

## 第五 結 論

新地租法案に關しては、以上の外に北海道に於ける税率の問題、地租の納期の問題其他各種の問題を考察せねばならぬが、凡て省略する事とした。而して此等凡ての要求を盛るが爲めには、現行地租條例は、その形式及び内容に於て不適當の部分を含むが故に、現行地租條例を修正する形式を棄て、現行地租條例は之を廢止し新たに地租法を制定する事となつたのである。

一概に減税案と云つて仕舞へば何れの租税も同じ様に聞こえるが、營業收益税、織物消費税、砂糖消費税は單に税率を動かすに止まるに反し、地租の方は課税標準及び税率の二方面に根本的

の改革を加へんとするのである。又、他の三税にては税率の軽減と収入の減少とが必ずしも歩調を共にせず、或は税率の軽減以上に減収を來し又は返つて増収を來すかも知れず、結果は極めて不確實のものである。之に反し地租に於ては、税率の軽減が恰も税額の減収と一致するのである。従つて減税と云ふ一點のみから考へても、地租の改正は永く我國の財政収入の上に影響を與ふるものである。要するに、地租の改正は多年の宿題を今議會に於て一氣に解決せんとするものにして、明治大正昭和を通じての財政史上の大事件である。

課税標準及び税率の改正の結果として、地租は平年度千八十一萬圓減収となるのである。然し地租の納税者の凡てが同一の減税の恩恵に浴する譯でない。假に田畑と宅地とにつき考ふれば、農村の利益を反影する田畑の負擔は約一千六百萬圓を減じ、大都會の利益を反影する宅地の負擔は約五百萬圓を増加し、差引勘定として千八十一萬圓の減収と云ふ數字を得るのである。減税の名の下に一部分に於て増税する事は、或は不適當なりとの非難があるかも知れない。然し一方に經濟力が相對的に増加せる大都市及び其附近の土地より多くの地租を得るも、他方に經濟力が相對的に減少せる農村の土地の地租を軽減し、全體として地租の負擔が軽減出來れば、結局の所は國民負擔を軽減し同時に負擔の公平をはかる事が出来るのである。此意味に於て、今回の減税案の中にも特に地租の減税案が最も注目すべきものである。